

青森県報

第三百九十七号

令和三年
十二月十日
(金曜日)

目次

告示

- 生活保護法による施術者の指定……………(健康福祉政策課) ……一
- 青森県共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(団体経営改善課) ……一
- 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
- 道路の供用の開始……………(同) ……二
- 証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……二

公告

- 県有財産の売却に係る一般競争入札……………(財産管理課) ……三
- 農地を利用する権利の設定の裁定……………(構造政策課) ……四
- 右 同……………(同) ……五
- 特定漁港漁場整備事業計画変更の公表……………(漁港漁場整備課) ……五
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(会計管理課) ……五
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域民局) ……六
- 道路の位置の指定……………(上北地域民局) ……六

告

示

青森県告示第八百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
米田 潤	ひので鍼灸整骨院	十和田市西十一番町四〇の四二の二	令和三・二・二五

青森県告示第八百二十三号

青森県共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程（昭和三十五年十二月青森県告示第八百八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「代表者

④」を「代表者

④」に改め、同様式の別紙の4中「たい積土砂排除」を「堆積土砂排除」に改め、同別紙の注の2中「かわらぶき木造平屋」を「瓦ぶき木造平屋」じ、「コンクリーマン」を「コンクリート棟」に改め、同注の4中「たい積土砂排除」を「堆積土砂排除」じ、「たい積土砂の」を「堆積土砂の」に改め、同注の5中「たい積土砂排除」を「堆積土砂排除」に改める。

第二号様式中「代表者

④」を「代表者

」じ、「を實施したので」を「について」じ、「を交付されるよ

う)や「の交付を受けたので」に改める。

第三号様式の中「たい積土砂排除」を「堆積土砂排除」に改め、同様式の注の1中「たい積土砂排除」を「堆積土砂排除」に、「たい積土砂の」を「堆積土砂の」に改め、同注の2中「たい積土砂排除」を「堆積土砂排除」に改める。

第五号様式中「代表者

」を「代表者

」に「お届けします」を、「青森県共同利用施設災害復旧事業補助金交付規程第6条第1号の規定により届け出ます」に改める。

第六号様式から第九号様式までの規定中「代表者」に改める。

第十号様式の7中「たい積土砂排除」を「堆積土砂排除」に改め、同様式の注の1中「たい積土砂排除」を「堆積土砂排除」に、「たい積土砂の」を「堆積土砂の」に改め、同注の2を次のように改める。

2 7の表の「員数」の欄には、建物については棟数並びに建築面積及び延べ面積、機械器具については種類別台数、堆積土砂排除についてはその排除す

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	柳町下田停車場線	上北郡おいらせ町明土三九の六から上北郡おいらせ町明土四九の一まで	前 後	五・四九メートルから八・二九メートルまで 六・三一メートルから九・九四メートルまで	一八三・九〇メートル 一八三・九〇メートル	

青森県告示第八百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年一月九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

ぎ土砂の量（立方メートル）を記入すること。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第八百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和四年一月九日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道大鰐浪岡線	黒石市大字下目内澤字小屋敷添四一の一から黒石市大字小屋敷字小屋敷村二二の一まで	令和三・三・一〇
柳町下田停車場線	上北郡おいらせ町明土三九の六から上北郡おいらせ町明土四九の一まで	〃

青森県告示第八百十六号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更が

あつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和三年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	住 所	名 称	売りさばき場所	変 更 日
変更前	八戸市大字尻内町 字内矢沢二の五	八戸農業協同組合	三戸郡南部町大字 苫米地字蒼前一 の六	令和 三・二・二六
変更後			廃止	

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和三年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）
むつ市大湊新町九の一	宅 地	一、七〇二・五九
むつ市川内町中道一〇四の四	宅 地	一、三九〇・一二

八戸市吹上一丁目四五の一六、四五の三一	宅 地	三九〇・〇三
三戸郡三戸町大字川守田字西松原一〇の五	宅 地	二〇九・三三
三戸郡三戸町大字同心町字上川原七三の五	宅 地	五七六・三一
三戸郡南部町大字森越字上小路七の三	宅 地	六六九・〇三

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部財産管理課
青森市桂木四丁目八の二 協同組合タッケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一
青森県総務部財産管理課

2 入札日時

令和四年一月十三日 午前九時から
令和四年一月十九日 午後五時まで（必着）

3 開札場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 東棟四階B会議室

4 開札日時

令和四年一月二十八日 午前十時から

六 開札は、物件番号順に順次行う。
入札保証金及び契約保証金の額

六 入札保証金及び契約保証金の額
契約金額（入札保証金にあっては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

七 落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

八 契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

九 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和三年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
平川市沖館沢田六七の一	畑	二、二〇一
平川市沖館沢田六七の二	畑	一、一六九
平川市沖館沢田六七の三	畑	一七〇

二 利用権の内容

農地の区分	利用権の内容
平川市沖館沢田六七の四	畑
平川市沖館沢田六七の一	賃借権
平川市沖館沢田六七の二	賃借権
平川市沖館沢田六七の三	賃借権
平川市沖館沢田六七の四	賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

農地の区分	利用権の始期	存続期間
平川市沖館沢田六七の一	令和四年三月一日	一〇年
平川市沖館沢田六七の二	令和四年三月一日	一〇年
平川市沖館沢田六七の三	令和四年三月一日	一〇年
平川市沖館沢田六七の四	令和四年三月一日	一〇年

四 借賃に相当する補償金の額

農地の区分	借賃に相当する補償金の額（円）
平川市沖館沢田六七の一	四五、三三八
平川市沖館沢田六七の二	一三三、八二六

平川市沖館沢田六七の三	二、七四一
平川市沖館沢田六七の四	二、〇九五

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに青森地方方法務局弘前支局に補償金を供託すること。
六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

農地の区分	所有者等に係る情報
平川市沖館沢田六七の一	令和二年四月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
平川市沖館沢田六七の二	令和二年四月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
平川市沖館沢田六七の三	令和二年四月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。
平川市沖館沢田六七の四	令和二年四月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

農地を利用する権利の設定の裁定

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和三年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
--------	----	------------

平川市沖館西田一七三の二	田	一、四九三
--------------	---	-------

二 利用権の内容
賃借権

三 利用権の始期及び存続期間

利用権の始期	存続期間
令和四年四月一日	五年

四 借賃に相当する補償金の額

八万五千元

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までに青森地方方法務局弘前支局に補償金を供託すること。

六 利用権を設定すべき農地の所有者等に係る情報

令和二年四月に登記名義人が死亡し、所有者が確知できない状態となっている。

特定漁港漁場整備事業計画変更の公表

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第十項の規定により、尻屋地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので、同項の規定により公表する。

なお、当該変更後の特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百三十七号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令

第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年十二月十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
ノート型パーソナルコンピュータ 四百九十五台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目一の二
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和三年十一月二十六日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社ビジネスサービス
青森市新町二丁目六の二九
- 六 落札金額
六千九十八万四千円
- 七 落札者を決定した手続
入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされしていると判断した仕様書に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和三年十月十三日

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、西津軽土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十

八項の規定により公告する。

令和三年十二月十日

西北地域県民局長 畑 内 圭 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
監 事	成田 昭司	つがる市柏桑野木田福井七七の二	令和 三・二・三就任
〃	吉田 秀美	木造越水神山一〇の一	〃
〃	小山内 金己	富泡町萱津二三の四	〃
〃	成田 昭司	柏桑野木田福井七七の二	三・二・二退任
〃	長谷川 藤行	木造菰槌江野島一四の二	〃
〃	秋田 豊年	富泡町屏風山一の八七四	〃

上北地域県民局告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和三年十二月十日

上北地域県民局長 石 橋 豊

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
十和田市西十六番町三二五の二	一一・二・一五メートル	六・〇一（六・〇八メートル）	令和 三・二・二

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円